

地域間幹線バス路線の見直しに係る協議状況について

令和 5 年 3 月 28 日
宮崎県総合交通課

1 これまでの主な経緯

令和 4 年 3 月 県バス対策協議会において、地域間幹線バス路線に係る方向性を協議。

4 月 現在の運行事業者である宮崎交通より経費削減策の提示。

6 月 県バス対策協議会において、宮崎交通からの申出を受け、改めて路線のあり方について、継続して協議することを決定。

【令和 4 年度の協議状況】

①バス路線対策会議：計19回

宮崎	都城	延岡・西臼杵	日南	小林	日向・東臼杵	西都
12	3	2	2	3	4	5

※複数地域での合同開催（12回）は重複計上

②市町村等との個別協議：計15回

③地域分科会：計 7 回

2 路線ごとの方向性及び令和 6 年バス事業年度の方針

資料 2 のとおり（各地域分科会より報告）

3 今後のスケジュール

令和 5 年 4 ～ 5 月 報告された方向性に基づき令和 6 年度の運行内容を協議

5 ～ 6 月 各地域分科会の開催

・令和 6 年度運行計画（生活交通確保維持改善計画）に係る協議

6 月末 令和 5 年度第 1 回地域間幹線バス部会の開催

・令和 6 年度運行計画の審議、承認

※令和 6 年度の運行に向け準備するとともに、バス路線対策会議等で令和 7 年度以降の見直しについて協議

10 月 令和 6 年度運行計画に基づく運行を開始